

令和7年度 岐阜県職員子育て支援と女性活躍の推進のための行動計画 取組状況

項 目	取 組 内 容
○制度の周知と啓発	
・育児に関する情報提供	○育児情報ホームページ ・庁内LANに、「県職員子育て支援ポータルサイト」を開設(H17年度～) ・出産・育児のための「制度早見表」を作成(H24年度～) ・仕事と育児の両立支援ハンドブックを掲載(R7年度～)
・職員の状況把握	97.20%
○休暇・休業	
・年次休暇等の取得促進	○年次休暇取得状況の調査
・育児休業の取得促進	○育児休業【3歳まで】 ・取得対象職員の拡大等(H22年度～) 配偶者の就業等にかかわらず、取得可能に 子の出生の日から8週間以内に取得した職員は、再取得が可能に ・1ヵ月以下の育児休業取得の場合は、期末手当減額なし(H23.12～) ・5日以下の育児休業取得の場合は、勤勉手当減額なし(H27年度～) ・1ヵ月以下の育児休業取得の場合は、勤勉手当減額なし(H28年度～) ・原則2回まで取得可能となったのに加え、子の出生後8週間以内の育児休業についても原則2回まで取得可能に(R4.10～) ○育児休業に入る職員の補充 ・可能なかぎり正職員で補充
・育児休業からの復帰支援	○育児休業者職務復帰支援研修(H15年度～) ○育児休業者の自宅等からの庁内LAN接続(H18年度～) ・庁内LANから情報を得られることにより、円滑な職場復帰を支援
・特別休暇の拡充・拡大	○家族の看護休暇【年5日、2人以上の場合年10日】 ・取得対象の拡大(H17年度～) 小学生まで対象を拡大、対象を予防接種等にも拡大 ・取得日数の拡大(H22年度～) 子が2人以上の場合は、年10日まで取得可能に ・取得対象の拡大(H24年度～) 家族の看護休暇とし、配偶者、父母、配偶者の父母、子を看護する場合、又は養育する 中学就学始期に達するまでの子を介助する場合にも拡大 ・取得対象の拡大(H26年度～) 授業参観等の子の学校行事への出席でも可能 ・取得対象の拡大(R2.1～) 警報発令時やインフルエンザ等の感染症による休校時を追加 ・取得日数拡大の要件緩和(R4年度～) 取得可能日数に5日を加算する要件を「義務教育終了前の子を2人以上養育する場合」に緩和 ○妊娠障害(つわり)休暇【1回の妊娠につき14日】 ・取得方法の弾力化(H17年度～) 1暦日単位で取得可能に ・取得方法の弾力化(H18年度～) 時間単位で取得可能に ・取得日数の拡大(R4年度～) 取得可能日数を14日に拡大 ○不妊治療を受ける場合の休暇【年6日、体外受精及び顕微授精の場合は10日】 ・新設(H18年度～) ・取得日数の拡大(R4.1～) 体外受精及び顕微授精の場合の取得可能日数を年10日に拡大 ○短期介護休暇【年5日、要介護者が2人以上の場合年10日】 ・新設(H22年度～) 日常生活を営むのに支障がある者の介護等を行うための休暇
○多様な働き方	
・多様な働き方の選択	○早出遅出勤務制度 ・新設(H17年度～) 1日の勤務の長さを変えることなく、始業・終業の時刻をずらすことができる制度 ・取得対象職員の拡大(H18年度～) 放課後児童クラブなどに小学生の子を出迎えるために必要な職員まで拡大 ・取得パターンの拡大 6パターン → 8パターン(H20年度～) 8パターン→ 15パターン(H23年度～) ・取得対象職員の拡大(H21年度～) 小学生の子を養育するために早出遅出勤務をすることが相当である職員まで拡大 ・取得対象職員の拡大(H22年度～) 配偶者の就業等にかかわらず、取得可能に ・取得対象職員の拡大等(H24年度～) 放課後児童クラブなどに小学生の子を出迎えるため、又は見送るため赴く職員まで拡大 休憩時間の短縮及び終業時刻の繰上げの特例制度との併用を可能に ・取得対象の拡大(H28年度～) 小学校から中学校まで義務教育を一貫して行う「義務教育学校」に通う子まで拡大 ・取得対象の拡大(H29年度～) 「特別支援学校」に通う子まで拡大 ○休憩時間の短縮及び終業時刻の繰上げの特例制度 ・新設(H23年度～) 休憩時間を15分短縮し、終業の時刻を15分繰上げる制度

	○育児短時間勤務制度 ・新設(H19年度～) - 一定の勤務パターンでの短時間勤務(通常勤務時間の約2分の1程度)ができる制度 ・取得対象職員の拡大(H22年度～) - 配偶者の就業等にかかわらず、取得可能に ○育児等退職者復職採用選考申出制度 ・新設(H18年度～) - 育児等のため退職した職員が一定期間内に復職を希望した場合の採用選考制度 ・復職申出に係る年齢制限を撤廃(H27.3.31～) - 復職申出を行った年の翌年の4月1日現在で39歳未満という要件を撤廃 ○中途退職者復職制度 ・新設(R6年度～) - 役職定年前までに退職した職員が復職を希望した場合の採用選考制度
○男性の子育て	
・男性の育児・子育てのための休暇取得促進	○男性の育児参加休暇【5日】 ・新設(H17年度～) - 配偶者の産前産後の期間内に、出産に係る子又は上の子の養育をするための休暇 ・取得対象の拡大(R4.10～) - 取得対象となる期間を「配偶者の出産の日以後1年(改正前:8週間)を経過する日まで」に拡大 ○配偶者の出産休暇【2日】 ・取得事由の拡大、取得方法の弾力化(H17年度～) - 出産時の付添い等まで拡大、時間単位で取得可能に ○育児休業等取得状況の調査(H17年度～) ・「男性職員の育児参加プラン」の提出及び実績報告 ○父親子育て講座 ・県職員対象「お父さん頑張って講座」を開催(H22.3 少子化対策課と共同開催) ○男性職員の育児参加促進研修 ・県職員対象「男性職員の育児参加促進研修」を開催(H24年度～ 子育て制度の周知及び少子化対策課事業「お父さん応援プログラム」を実施) ○若手職員への育児休業取得者の体験の共有 ・短期以外の育児休業を取得した職員による体験談を伝えるカリキュラムを新採3年目研修等に組み込む(R2年度～) ○男性職員のための子育て相談窓口の設置(H28年度～) ・庁内LANに、男性職員向けの子育て相談窓口を設置
○時間外勤務	
・時間外勤務の抜本的な見直し	○時間外勤務の制限 ・小学校就学の始期に達するまでの子がある職員の請求により、一定時間内に制限(H16年度～) ・3歳に満たない子がある職員の請求により、時間外勤務をさせることができない(H22年度～) ○早く家庭に帰る日(毎月8のつく日)の実施(H19.3～) ○時間外勤務縮減に向けた総合対策の実施(H23.6～) ○ノー残業デー(毎週水曜日)の実施(H25.6～) ○PCのログアウト時間の配信による退庁時間の管理の開始(H28.11～) ○時間外勤務時間上限制度の開始(H31年度～) ○PCのログイン時間の配信による勤務状況の管理の開始(R1.11～) ○時間外勤務に係る事務のシステム化の開始(R2年度～)
○人事異動	
・人事異動上の配慮	○子育て時期の職員の意向尊重(H16年度～)
・女性職員の登用の推進	○女性係長の配置ポストの拡大 ・過去に女性係長が配置されなかった所属に積極的に配置(H28年度～) ○女性管理職の積極的登用 ・女性職員の管理職登用率24% ○女性職員の国、民間企業等への積極的な派遣 ・女性人材の育成を図るため、国省庁、海外駐在員、大学院に積極的に派遣
○子育てに配慮したユニバーサルデザイン	
・県施設、庁舎の整備	○駐車場スペースや休憩室の整備(H18年度～) ・県庁舎に授乳室(赤ちゃんステーション)を整備(H22年度～)
○地域活動への貢献	
・地域における子育て支援への参加	○ボランティア休暇の活用(H16年度～)

岐阜県職員子育て支援と女性活躍の推進のための行動計画 目標に対する実績

数 値 目 標		令和7年度実績	令和6年度実績	令和5年度実績	令和4年度実績	令和3年度実績	令和2年度実績	令和元年度実績	平成30年度実績	平成29年度実績
女性の育児休業取得率	100%	100. 0%	100. 0%	100. 0%	100. 0%	100. 0%	100. 0%	100. 0%	100. 0%	100. 0%
男性の育児休業取得率(※R5～)	100%	101. 9%	92. 6%	88. 1%						
うち1週間以上の育児休業取得率(※R5～)	85%	97. 2%	88. 4%	80. 2%						
配偶者の出産の場合の特別休暇取得率	100%	92. 4%	88. 4%	89. 1%	87. 8%	85. 3%	81. 8%	81. 7%	87. 8%	91. 5%
育児参加の特別休暇取得率	100%	86. 7%	80. 0%	74. 3%	82. 2%	83. 3%	79. 2%	78. 5%	91. 1%	93. 9%
男性の育児休業取得率(短期(5日以内))(※～R4)	40%				13. 3%	24. 0%	24. 7%	20. 4%	17. 8%	39. 0%
男性の育児休業取得率(短期以外)(※～R4)	50%				62. 2%	46. 7%	40. 3%	31. 2%	16. 7%	14. 6%

※令和6年1月に数値目標を変更

数 値 目 標		令和8年4月1日現在	令和7年4月1日現在	令和6年4月1日現在	令和5年4月1日現在	令和4年4月1日現在	令和3年4月1日現在	令和2年4月1日現在	平成31年4月1日現在	平成30年4月1日現在
女性管理職職員の割合※2	25%	23%	24%	23%	22%	21%	20%	19%	17%	16%
女性課長補佐相当職(課長補佐・係長級)の割合※2	30%	30%	29%	28%	27%	26%	25%	24%	23%	22%

※2 対象:知事部局等(教育委員会事務職員含む)

(参考) 取組内容の取得者、利用者数実績

取 組 内 容	令和7年度実績	令和6年度実績	令和5年度実績	令和4年度実績	令和3年度実績	令和2年度実績	令和元年度実績	平成30年度実績	平成29年度実績
育児休業者の自宅等からの庁内LAN接続	0人	1人	1人	1人	1人	1人	0人	1人	5人
家族の看護休暇	1, 323人	1, 265人	1, 195人	1, 021人	1, 020人	891人	952人	928人	911人
妊娠障害(つわり)休暇	18人	23人	12人	17人	11人	12人	11人	12人	3人
不妊治療を受ける場合の休暇	12人	13人	7人	20人	19人	13人	7人	13人	7人
早出遅出勤務制度	220人	222人	212人	179人	130人	120人	113人	142人	86人
部分休業制度(新規利用者数)	40人	25人	19人	18人	20人	17人	15人	27人	13人
育児短時間勤務制度(新規利用者数)	7人	6人	4人	3人	3人	0人	1人	1人	0人
育児等退職者復職採用選考申出制度(新規利用者数)	0人	0人	0人	1人	2人	2人	2人	2人	1人
中途退職者復職制度(復職者数)	0人	0人							